楽しく繰り返し学んで消費者トラブルを防止

－高校生による「かるた」の制作と実践－（1）

青木 由紀子　Aoki Yukiko　埼玉県立浦和商業高等学校　家庭科教諭
2022年度より埼玉県消費生活支援センターへ出向、同センター長期研修生

成年年齢引下げから1年、高校生は在学中に成年を迎えることになり、若年層の消費者トラブルの増加が懸念され、消費者教育が重視されてきました。しかし実際に高校生たちと話をしてみると「知識として知ってはいるけれど自分事としてとらえていない」「習った気はするけれど正直覚えていない」という生徒も多くいます。成年を迎える高校生に、消費者問題を身近に感じてもらい、正しい知識を身に付けてほしいと願い、今回消費者教育教材を制作しました。

正しい知識の定着のために

学校の授業はロールプレイングを交えるなど、できるだけ一方的にならないように工夫していますが、生徒への定着や自分事としてとらえるまで至るのは難しいと感じていました。多くの生徒が自発的に調べて考え、相手に伝えるようなもので、簡単に楽しく取り組める方法はないだろうかと考え、高校生に消費者川柳を作ってもらうことにしました。さらに、川柳をかるたにして繰り返し使用することで、自然と正しい知識が定着するのではないかと思い、後述する私の研修活動の一環として、かるた教材の制作を計画しました。

消費生活相談員との連携授業

本校では2年生の家庭科で消費生活分野を履習しています。私自身は2022年4月から長期研修生として埼玉県消費生活支援センター（以下、センター）に出向していましたので、学校とセンターが連携してセンター主任相談員による授業を計画し、同年6月に実施しました。授業では契約の知識のほか、定期購入、マルチ商法など、若者が巻き込まれやすいトラブルを取り上げ、事例や実際のサイト、特商法などの法律の紹介を交えながら、生徒も意見を出したりロールプレイングを行ったりする参加型の授業形式で行いました。また、本授業は各クラスの通常授業として、50分×2時間連続の内容を7クラスで実施しました。これまで、外部講師の講座は体育館等で全校生徒一斉に行うケースが多く、各クラスの授業に来てもらうのは初めてでした。実施回数が多くなるという講師の負担はありますが、クラスごとの実施は講師と生徒の距離が近く、生徒はじっくり考えたり発問したりしやすく、また相談の最前線にいる相談員の話を間近で聞くことの教育効果は高いと感じました。

しかし前述のとおり、消費者教育は授業で一度聞いただけではなかなか自分事としてとらえられず、知識も定着しないことも感じています。そこで今回は、本授業を受けた2年生の生徒たちに、通常の1学期期末考査に向け消費生活分野を勉強することにプラスして、夏休みの課題で授業の内容をもとに川柳を作ることとし、消費者問題について再度調べる、川柳をもとにかるたを制作して完成したかるたを自分たちで使う、他者に伝えると、繰り返し消費者問題について触れる機会を設定しました。生徒自身が他者に伝える教材を制作することは、自主的に考えるため受け身で聞くだけよりも知識や関心が高まり、活（い）きた教育につながると思います。また、生徒が作った教材を広く同年代の中高生な

どに使ってもらうことで、若年層の消費者トラブルを減らすことにつながればと考えました。

かるたの制作

夏休みの課題の川柳は、かるたの読み札の頭文字やテーマが重ならないよう、ある程度クラス単位で方向性を指定し、2年生約280名全員に1人2句以上考えてもらいました。その際、法律や制度など内容を間違えないよう、再度教科書等で確認してから作成するよう伝えました。

夏休み明けに提出されたたくさんの川柳は、高校生視点の面白いものが多く、絞るのに苦労しましたが、本校の家庭科教員、センターの主任相談員とともに頭文字1字当たり数候補まで絞り、最終的にはセンターの全職員の投票で、全体のバランスを見て読み札44枚を決定しました。次に、絵札制作は2、3年生から有志の生徒を募集して23名の生徒が担当しました。読み札に合うような絵の下描きを描いてもらい、それをセンターの職員とともに選定し、読み札の内容が分かりやすくなるように修正のコメントを入れたものを生徒に戻し、再提出という作業を何度か繰り返しました。また、私は普段はセンターに出勤していて生徒と直接やり取りが難しい状況でしたので、Google Classroom（課題の一元管理ができる授業支援ツール）上にかるた制作チームのクラスを作り、そこで生徒に指示を出したり、データのやり取りをしました。

教材に仕上げる過程はスムーズに進まないことが多く、細かい作業も必要だったところも制作において苦労した点です。県の消費生活課から高校生の活動として制作予算が支給されることとなり、私がセンターで印刷と切り離しを手作業で行い、12月に教材として完成しました。

完成した「浦商消費者教育かるた」

川柳は5・7・5のみの表現で内容の詳細が伝わりにくいため、絵札の裏面に法律や制度の解説、注意点を記載しています（図）。

図　左から読み札、絵札、絵札裏面の説明文

本教材の教育現場への導入に当たっては、通常通り読み手が読んだ読み札に合う絵札を取り、取った枚数を競う競技性の高い使い方や、絵札を取った人が裏面の説明文を相手に読み聞かせるという、教育性の高い使い方も提案しています。

写真　授業でかるたを行うようす

本校では3学期の家庭科の授業で実際に使用しました（写真）。1ゲーム15～20分程度で特別な準備も要らないため、本教材は授業の中での使い勝手はよいと思います。生徒たちも真剣勝負でかなり盛り上がりながら取り組んでいました。本校では被服室にある大きめの机の上で実施しましたが、通常の教室でも机をいくつか寄せ集めれば実施できると思います。

実際に使った生徒の感想

- これまで消費者問題にあまり関心はなかったが、かるたをしているうちに知識と関心が自然と高まった
- 成人する前に知ることができてよかったと思う内容が多い
- 家族にもかるたで知った知識を教えたい
- 自分が作ったものが使えてうれしい　　など

（次号に続く）